

## 飛驒・世界生活文化センター消防用設備等保守点検業務実施要領

### 1 消防用設備等保守点検業務

消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項の規定に基づきセンターに設置されている「消防用設備等」について、消防法第17条3の3の規定に基づき、点検及び報告業務の全てを実施すること。

「消防用設備等」の種類(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第7条に規定する消防用設備等の区分による)は次のとおりであり、その詳細は「飛驒センター建築工事完成図」(別途供覧)及び消防法第17条の3の2の規定に基づき岐阜県知事から飛驒消防組合消防庁宛提出された「消防用設備等設置届出書副本」(別途供覧)に記載のとおりある。

#### (1) 消火設備

##### ① 消火器

###### ア 粉末消火器

###### A 外観点検及び清掃

- a 設置状況(設置場所、設置間隔、適応性、耐震処置)
- b 表示及び標識
- c 消火器(本体容器、安全装置、押し金具・レバー等、封印、キャップ、ホース、ノズル・ホーン・ノズル栓、指示圧力計、圧力調整器、安全弁、保持装置、車輪、ガス導入管)

###### B 機能点検(注1)

- a 本体容器
- b 消火薬剤(性状、消火薬剤量)
- c 加圧用ガス容器
- d カッター・押し金具
- e ホース
- f 開閉式ノズル等
- g 指示圧力計
- h 圧力調整器
- i 減圧孔・排圧栓
- j 粉上がり防止用封板
- k パッキン
- l サイホン管・ガス導入管
- m 放射能力

#### (注1)機能点検試料の作成

##### A 点検試料の数

- a 点検対象：製造後3年を経過したものと及び外観点検で欠陥があり機能点検を要するもの。
- b 点検試料：放射能力を除く機能点検・・・抜き取り(\*)  
放射能力点検・・・抜き取り数の50%以上。ただし、車載式のもの放射能力を除く。

##### (\*) 抜き取り方法

- a 点検ロットの作り方  
種別(大型、小型の別)、器種(消火器の種類)、加圧方式(加圧式、蓄圧式の別)の同一のものを1ロットとすること。  
ただし、製造年から8年を超えるものは別ロットとする。
- b 試料の取り方  
製造年から3年を超え、8年以下のものは10%以上、8年を超えるものは20%以上を製造年の古いものから輪番で抽出する。なお、1未満の単数は切り上げること。ロットの大きさが6未満の場合は、6とすることができる。

##### B 抜き取り方式の場合の判定

- a 欠陥が見出されなかった場合、当該ロットは良とする。
- b 欠陥が見出された場合
  - ・消火薬剤の固定、劣化又は容器内面の塗膜のはくり等の欠陥がある場合は、欠陥試料と同一メーカー、同一重量、同一製造年のもの全数について欠陥項目の確認を行うこと。ただし、内面塗膜のはくりが明らかに外部からの衝撃によるものと判断されるものはこの限りではない。
  - ・前記以外の欠陥がある場合は、欠陥のあった試料についてただちに報告すること。

##### ② スプリンクラー設備

###### ア 消火ポンプ設備

###### A 外観点検及び清掃

- a 水源(貯水槽、水量、水位計及び圧力計、バルブ類)
- b 電動機の制御装置(制御盤、電圧計、開閉器及びスイッチ類、表示、予備品等)
- c 起動装置・・・起動操作部
- d " "・・・起動用水圧開閉装置(圧カスイッチ、圧カタンク)
- e 起動装置・・・火災感知装置(感知器、閉鎖型ヘッド)
- f 加圧送水装置(ポンプ及び電動機)
- g 呼水装置(呼水槽、バルブ類)
- h 配管
- i ヘッド(外形、感熱・散水分布障害、未警戒部分)

- j 流水検知装置(バルブ本体、圧力スイッチ)
- k 予備電源

#### B 機能点検

- a 水源(水状、給水装置、水位計及び圧力計、バルブ類)
- b 電動機の制御装置(開閉器及びスイッチ類、ヒューズ類、継電器、表示灯、結線接続、接地)
- c 起動装置・・・起動操作部(直接操作部及び遠隔操作部の機能確認)
- d 起動装置・・・起動用水圧開閉装置(圧力スイッチ及び設定圧力値、作動圧力値の確認)
- e 加圧送水装置・・・電動機(回転軸、軸受部、軸継手、本体)
- f 加圧送水装置・・・ポンプ(回転軸、軸受部、グランド部、連成計及び圧力計、性能)
- g 呼水装置(バルブ類、自動給水装置、減圧警報装置、フート弁)
- h 配管(バルブ類、ろ過装置、逃、流水検知の二次側配管)
- i 送水口
- j 流水検知装置(バルブ本体、圧力スイッチ、音響警報装置等、減圧警報装置)
- k 耐震措置
- l 閉鎖型スプリンクラー(ポンプ方式)・・・起動性能等(加圧送水装置、表示・警報等、運転電流、運転状況、放水圧力)  
  - ・・・放水圧力
- m 開放型スプリンクラー(ポンプ方式)・・・起動性能等(加圧送水装置、表示・警報等、運転電流、運転状況、放水圧力)  
  - ・・・放水圧力
- n 予備電源端子電圧
- o 予備電源切替装置
- p 予備電源充電装置
- q 予備電源結線接続

#### C 総合点検

- a 起動性能等(非常電源による機能確認)
- b 配線

### ③ 屋内外消火設備

#### ア 消火ポンプ設備

##### A 外観点検及び清掃

- a 水源(貯水槽、水量、水位計及び圧力計、バルブ類)
- b 電動機の制御装置(制御盤、電圧計、開閉器及びスイッチ類、表示、予備品等)
- c 起動装置・・・起動操作部
- d 〃・・・起動用水圧開閉装置(圧力スイッチ、圧力タンク)
- e 加圧送水装置(ポンプ及び電動機)
- f 呼水装置(呼水槽、バルブ類)
- g 配管

##### B 機能点検

- a 水源(水状、給水装置、水位計及び圧力計、バルブ類)
- b 電動機の制御装置(開閉器及びスイッチ類、ヒューズ類、継電器、表示灯、結線接続、接地)
- c 起動装置・・・起動操作部(直接操作部及び遠隔操作部の機能確認)
- d 〃・・・起動用水圧開閉装置(圧力スイッチ及び設定圧力値、作動圧力値の確認)
- e 加圧送水装置・・・電動機(回転軸、軸受部、軸継手、本体)
- f 〃・・・ポンプ(回転軸、軸受部、グランド部、連成計及び圧力計、性能)
- g 呼水装置(バルブ類、自動給水装置、減圧警報装置、フート弁)
- h 配管(バルブ類、逃し管)

##### C 総合点検

- a 起動性能等(非常電源による機能確認)
- b 配線

#### イ 消火栓箱等

##### A 外観点検及び清掃

- a 消火栓箱(周囲の状況、外形)
- b ホース及びノズル
- c 消火栓開閉弁
- d 表示灯

##### B 機能点検

- a ホース及びノズル(着脱確認)
- b 消火栓開閉弁(開閉操作確認)

#### ウ 消火栓放水試験

##### A 総合点検

- a 放水圧力(0.2MPa以上、7.0MPa以下であること。)
- b 放水量(150 l/min以上であること。)

④ 粉末消火設備

ア 消火薬剤貯蔵容器

- A 外観点検及び清掃
  - a 消火薬剤貯蔵容器
  - b 放出弁、バルブ類
  - c 設置状況(外形、表示・標識)
  - d 容器弁等(容器弁等、容器弁開放装置、圧力調整器)
  - e 連結管及び集合管
  - f 定圧作動装置
- B 機能点検
  - a 消化薬剤量
  - b 放出弁、バルブ類
  - c 加圧用ガス容器(ガス量、容器弁開放装置、圧力調整器)
  - d 連結管及び集合管
  - e 定圧作動装置

イ 起動用ガス容器

- A 外観点検及び清掃
  - a 設置状況(外形、表示・標識)
  - b 容器弁等
  - c 容器弁開放装置
- B 機能点検
  - a ガス量
  - b 容器弁開放装置

ウ 起動装置

- A 外観点検及び清掃
  - a 手動式起動装置・・・周囲の状況
  - b 〃 ・・・外形
  - c 〃 ・・・電源表示灯
- B 機能点検
  - a 手動式起動装置・・・操作箱
  - b 〃 ・・・警報用スイッチ
  - e 〃 ・・・押しボタン等
  - d 〃 ・・・表示灯
- C 総合点検
  - a 非常電源による作動試験(注2)

エ 警報装置

- A 外観点検及び清掃
  - a 変形、損傷、脱落等確認
- B 機能点検
  - a 音量警報(鳴動確認、音量確認)
  - b 音声警報(鳴動・音量確認及び起動後の注意音・音声確認)
- C 総合点検
  - a 非常電源による作動試験(注2)

オ 制御装置

- A 外観点検及び清掃
  - a 制御盤
  - b 電圧計
  - c 開閉器及びスイッチ類
  - d 表示
  - e 予備品等
- B 機能点検
  - a 開閉器及びスイッチ類
  - b 遅延装置
  - c 継電器、ヒューズ類
  - d 表示灯
  - e 結線接続
- C 総合点検
  - a 非常電源による作動試験(注2)
  - b 配線

カ 放出表示灯

- A 外観点検及び清掃

a 変形、損傷、脱落等確認

B 機能点検

a 点灯確認

C 総合点検

a 非常電源による作動試験(注2)

キ 噴射ヘッド等

A 外観点検及び清掃

a 外形

b 放射障害

C 防護区画(開口部自閉装置)

B 機能点検

a 防護区画

b 耐震措置

c 予備電源端子電圧

d 予備電源切替装置

e 予備電源充電装置

f 予備電源結線接続

C 総合点検

a 全放出方式・・・警報装置  
・・・遅延装置  
・・・開口部自閉装置等  
・・・起動装置・選択弁  
・・・試験用ガス漏れ  
・・・放出表示灯

(注2)非常電源による作動試験

非常電源に切り替えた状態で、手動式起動装置の操作または自動式起動装置の作動により起動させ、次の事項を確認すること。

a 警報装置の鳴動確認

b 遅延装置の作動確認

C 開口部等自動閉鎖装置の作動確認及び換気装置の停止確認

d 指定の防護区画の起動装置及び選択弁の作動確認

e 放射表示の点灯確認

⑤ イナージェン消火設備

ア 消火薬剤貯蔵容器

A 外観点検及び清掃

a 設置状況

b 容器弁等

c 容器弁開放装置

d 圧力計

e 連結管及び集合管

B 機能点検

a 消火薬剤量

b 容器弁開放装置

c 連結管・集合管

イ 起動用ガス容器

A 外観点検及び清掃

a 外形

b 容器弁等

c 容器弁開放装置

B 機能点検

a ガス量

b 容器弁開放装置

ウ 選択弁

A 外観点検及び清掃

a 外形、表示

b 開放装置

B 機能点検

a 本体締付部の締め付け状況及び機能確認

b 開放装置作動確認

C 総合点検

a 非常電源による作動試験(注2)

- エ 起動装置
  - A 外観点検及び清掃
    - a 手動式起動装置・・・周囲の状況
    - b 〃 ・・・外形
    - c 〃 ・・・電源表示灯
    - d 自動式起動装置・・・火災感知装置
    - e 〃 ・・・自動・手動切替装置
  - B 機能点検
    - a 手動式起動装置・・・操作箱
    - b 〃 ・・・警報用スイッチ
    - c 〃 ・・・押しボタン等
    - d 〃 ・・・表示灯
    - e 自動式起動装置・・・火災感知装置
    - f 〃 ・・・自動・手動切替装置
    - g 〃 ・・・自動・手動切替表示灯
  - C 総合点検
    - a 非常電源による作動試験（注2）
- オ 警報装置
  - A 外観点検及び清掃
    - a 変形、損傷、脱落等確認
  - B 機能点検
    - a 音響警報（鳴動確認、音量確認）
    - b 音声警報（鳴動・音量確認及び起動後の注意音・音声確認）
  - C 総合点検
    - a 非常電源による作動試験（注2）
- カ 制御装置
  - A 外観点検及び清掃
    - a 制御盤
    - b 表示、予備品等
    - c 開閉器及びスイッチ類
  - B 機能点検
    - a 開閉器・スイッチ類
    - b 遅延装置
    - c 継電器
    - d 結線接続
    - e 接地
    - f 表示灯
    - g ヒューズ類
  - C 総合点検
    - a 非常電源による作動試験（注2）
    - b 配線
- キ 放出表示灯
  - A 外観点検及び清掃
    - a 変形、損傷、脱落等確認
  - B 機能点検
    - a 点灯確認
  - C 総合点検
    - a 非常電源による作動試験（注2）
- ク 噴射ヘッド等
  - A 外観点検及び清掃
    - a 外形
    - b 放射障害
    - c 防護区画（開口部自閉装置）
  - B 機能点検
    - a 防護区画
    - b 耐震処置
    - c 予備電源端子電圧
    - d 予備電源切替装置
    - e 予備電源充電装置

f 予備電源結線接続

C 総合点検

- a 全放出方式・・・警報装置
  - ・・・遅延装置
  - ・・・開口部自閉装置等
  - ・・・起動装置・選択弁
  - ・・・イナージェン漏れ
  - ・・・放出表示灯

(注2) 非常電源による作動試験

非常電源に切り替えた状態で、手動式起動装置の操作または自動式起動装置の作動により起動させ、次の事項を確認すること。

- a 警報装置の鳴動確認
- b 遅延装置の作動確認
- c 開口部等自動閉鎖装置の作動確認及び換気装置の停止確認
- d 指定の防護区画の起動装置及び選択弁の作動確認
- e 放射表示の点灯確認

⑥ 簡易自動消火設備

A 外観点検及び清掃

- a 設置場所
- b 消火剤貯蔵容器
- c 箱表示
- d 起動部(イニシエータ、加圧ガス容器、起動用銅配管)
- e 配管・継手
- f 配線接続部
- g 電源、セットランプ
- h 接地
- i 予備電源
- j 手動式起動装置
- k 感知部
- l 配線
- m ノズル(外形、放射障害、ノズルキャップ)
- n 導管(銅配管・接続継手)
- o ガス遮断弁
- p その他、関連設備

B 機能点検

- a 装置本体(作動部、電池試験)
- b 感知部
- c 手動起動装置
- d ガス遮断弁
- e 導管(銅配管・接続継手)
- f 連動機構(ファン停止・防災センター移報・電源遮断)

(2) 警報設備

① 自動火災報知設備

ア 火災受信機

A 外観点検及び清掃

- a 周囲の状況
- b 外形
- c 警戒区域の表示装置
- d 電圧計
- e スイッチ類
- f 表示
- g 予備品等
- h 予備電源

B 機能点検

- a スイッチ類
- b ヒューズ類
- c 継電器
- d 表示灯
- e 通話装置(受信機相互間及び発信器との通話確認)
- f 結線接続
- g 接地
- h 付属装置(付属装置試験)
- i 火災表示(火災表示試験)
- j 回路導通(回路導通試験)

- k 予備電源端子電圧
- l 予備電源切替装置
- m 予備電源充電装置
- n 予備電源結線接続

- C 総合点検
  - a 同時作動（同時作動試験）
  - b 総合動作（非常電源による作動試験）
  - c 配線(注1)

(注1) 配線の点検基準

- ・絶縁抵抗  
(電源回路、操作回路、表示灯回路、警報回路、感知器回路、付属装置回路等の絶縁抵抗値)
- ・耐熱保護  
(電源保護、操作回路、警報回路等の耐熱保護部分の確認)
- ・専用回路
- ・開閉機及び遮断機

イ 火災発信器（標識、音量装置含む）

- A 外観点検及び清掃
  - a 周囲の状況
  - b 外形
  - c 標識（標識板・表示灯）
  - d 音響装置
- B 機能点検
  - a 押しボタン又は送受話器による作動確認
  - b 音響装置音量等
  - c 音響装置鳴動方式(一斉鳴動、区分鳴動、相互鳴動の機能確認)

- C 総合点検
  - a 地区音響装置の音量

ウ 感知器(共通事項)

- A 外観点検及び清掃
  - a 外形
  - b 警戒状況

エ 作動式スポット型感知器

- A 機能点検
  - a 加熱試験による作動及び警戒区域表示の確認

オ 作動式分布型感知器

- A 機能点検
  - a 火災作動試験及び作動継続試験による作動、作動継続機能及び警戒区域表示の確認

カ 定温式スポット型感知器

- A 機能点検
  - a 加熱試験による作動及び警戒区域表示の確認

キ 煙式感知器

- A 機能点検
  - a 火煙試験による作動及び警戒区域表示の確認
- B 総合点検
  - a 煙式感知器の感度  
(感知器を取り外し外観清掃を行った後感度試験を実施、取付後再度火煙試験にて作動確認)

② ガス漏れ火災報知設備

- ア 予備電源
  - A 外観点検及び清掃
    - a 外形、表示
  - B 機能点検
    - a 端子電圧・出力電圧
    - b 切替装置
    - c 充電装置・逆変換装置
    - d 結線接続

イ 受信機・中継器

- A 外観点検及び清掃
  - a 外形
  - b 警戒区域表示装置
  - c スイッチ類、表示

d 予備品等

B 機能点検

- a スイッチ類、ヒューズ類
- b 継電器
- C 表示灯
- d 結線接続
- e 接地
- f 付属装置
- g 回路導通
- h ガス漏れ表示、故障表示

ウ ガス漏れ警報機

A 外観点検及び清掃

- a 外形
- b 警戒状況・・・未警戒部分
  - ・・・設置場所、設置位置
  - ・・・適応性
  - ・・・機能障害

B 機能点検

- a 機能点検

エ 警報装置

A 外観点検及び清掃

- a ガス漏れ表示灯
- b 検知区域警報装置(外形、取付状態)

B 機能点検

- a ガス漏れ表示灯
- b 継検知区域警報装置(音圧等、鳴動区域)

C 総合点検

- a 同時作動
- b 検知区域警報装置
- c 総合作動

③ 非常放送設備

A 外観点検及び清掃

- a 非常電源(内蔵型)
- b 放送設備・・・起動装置(周囲の状況、外形)
- c "・・・増幅器・操作装置(周囲の状況。外形、電圧計、スイッチ類、表示、予備品等)
- d "・・・スピーカー
- e "・・・表示灯

B 機能点検

- a 非常電源端子電圧
- b " 切替装置
- c " 充電装置
- d " 結線接続
- e 放送設備・・・起動装置(押しボタン等)
- f "・・・増幅器・操作装置  
(スイッチ類、ヒューズ類、継電器、表示灯、結線接続、接地、回路選択、2以上の操作装置、自動火災報知設備との連動、非常用放送切替、回路短絡、火災音信号)
- g "・・・スピーカ(音量等、鳴動方式、音量調整器)

C 総合点検

- a 音響装置及びスピーカの音量
- b 総合作動(非常電源による作動試験)
- c 配線

④ 誘導灯設備

A 外観点検及び清掃

- a 誘導灯・・・非常電源(内蔵型)
- b "・・・外箱及び表示面(外形、視覚障害、表示)
- c "・・・光源
- d 誘導標識(外形、視覚障害、採光)

B 機能点検

- a 光源
- b 点検スイッチ
- C ヒューズ類



- d 結線接続
- e 非常電源

- C 総合点検
  - a 配線

(3) 避難設備

① 防排煙設備

ア 防火シャッター連動制御器

- A 外観点検及び清掃
  - a 周囲の状況
  - b 外形
  - c 電圧計 (電源電圧)
  - d スイッチ類
  - e 計器の表示
  - f 表示ランプ
  - g 予備電源

B 機能点検

- a 確認作動表示(作動試験)
- b 音響装置の鳴動(作動試験)
- c 継電器
- d スイッチ類
- e ヒューズ類
- f 予備電, 源電圧
- g 電源切替装置
- h 結線接続

C 総合点検

- a 配線

イ 防火シャッター

A 外観点検及び清掃

- a 取り付け部
- b ガイドレール
- c スラット
- d 表示

B 機能点検

- a 作動試験(連動、手元、遠方)
- b 作動障害
- c 結線接続

ウ 防火扉

A 外観点検及び清掃

- a 取付状態
- b 表示

B 機能点検

- a 作動試験
- b 作動障害

② 連結送水管

A 外観点検及び清掃

- a 送水口(周囲の状況、外形)
- b 放水用器具格納箱・放水器具格納箱(周囲の状況、外形)
  - 〃 ・ホース・ノズル
  - 〃 ・放水口(周囲の状況、外形)
- c 電動機の制御装置
  - ・制御板(周囲の状況、外形)
  - ・電圧計
  - ・開閉器・スイッチ類
  - ・表示
- d 起動装置(周囲の状況、外形)
- e 加圧送水装置
- f 呼水装置(呼水槽、バルブ類)
- g 配管

- B 機能点検
  - a 送水口(周囲の状況、外形)
  - b 放水用器具格納箱 ・ ・ ホース・ノズル  
    〃                     ・ ・ 開閉弁
  - c 電動機の制御装置 ・ ・ ヒューズ類  
    ・ ・ 継電器  
    ・ ・ 開閉器・スイッチ類  
    ・ ・ 表示灯  
    ・ ・ 結線接続、接地
  - d 起動装置
  - e 加圧送水装置 ・ ・ ・ ・ 電動機(回転軸、軸受部、軸継手、本体)  
    ・ ・ ・ ・ ポンプ(回転軸、軸受部、グランド部、連成型・圧力計、性能)
  - f 呼水装置(自動給水装置、減水警報装置、バルブ類)
  - g 配管

- C 総合点検
  - a 加圧送水装置
  - b 運転電流
  - e 締切圧力
  - f 運転状況

③ 採水口

- A 外観点検及び清掃
  - a 水源(貯水量、水量)
  - b 採水口(周囲の状況、外形)
- B 機能点検
  - a 水源(水状、給水装置)
  - b 採水口(本体、開閉弁)

④ 防災用コンピューター

2 火炎伝送防止装置保守点検業務

飛騨消防組合火災予防条例(昭和47年条例第18号)第3条の4の(3)のエの規定に基づきセンターに設置されている「火炎伝送防止装置」について、点検を行うこととする。

「火炎伝送防止装置」の種類は「フード等用簡易自動消火装置」であり、その詳細は岐阜県知事から高山市消防庁宛提出された「消防用設備等設置届出書副本」(別途供覧)に記載のとおりである。

なお、業務は消防用設備等保守点検業務に準じ適切に実施すること。

3 防火対象物定期点検業務

消防法第8条の2の2、消防法第8条の2の3の規定に基づき、有資格者による防火管理業務などに関する定期点検を行い、消防署長に報告するものとする。

従来実施している消防用設備等の定期点検と兼ねて点検を行うが、書類報告に関しては消防用設備等の点検報告と防火対象物の点検報告は別々に行うものとする。

なお、優良認定等により点検報告が免除を受けられる場合には、消防法の認める範囲内において点検報告を省略することができる。

(1) 留意事項

- ①点検に際しては、原則として防火管理者などの関係者の立会を求めること。
- ②点検する防火対象物が令第2条及び令第8条を適用されているか必要に応じ確認すること。
- ③規則第4条の2の6第1項第9号の規定に基づき、高山市消防本部火災予防条例により確認すること。

(2) 点検項目

① 届出

- ア 防火管理者選任(解任)
  - A 防火管理者選任(解任)届出書の写しにより確認する。
  - B 届出されている防火管理者が人事異動等で移動していないか関係者、従業員より聴取する。
- イ 消防計画作成
  - A 消防計画作成(変更)届出書の写しにより確認する。

② 消防計画(1)

- ア 自衛消防の組織
  - A 消防計画に定められた自衛消防の組織に係わる事項について確認する。
  - B 自衛消防の組織の編成員(自衛消防の組織を編成するものをいう。以下同じ)が防火対象物に勤務し、

または居住していることを確認する。

- C 自衛消防の組織の編成員の聴取により、任務分担等の把握の状況について確認する。
- D 消防計画に定められた自衛消防の組織に係わる事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認する。

イ 火災予防上の自主検査

- A 消防計画に定められた火災予防の自主検査に係わる事項について確認する。
- B 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、火災予防上の自主検査に関する実施の状況について確認する。
- C 自主検査の箇所の状況について目視により確認する。
- D 消防計画に定められた火災予防上の自主検査に係わる事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認する。

③ 消防計画(2)

ア 消防用設備等の点検及び整備

- A 消防計画に定められた消防用設備等の点検及び整備に係わる事項について確認する。
- B 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、消防用設備等の点検及び整備に関する実施状況について確認する。
- C 消防用設備等の点検及び整備の箇所の状況について目視により確認する。
- D 消防計画に定められた消防用設備等の点検及び整備に係わる事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認する。なお、消防第17条の3の3の規定に基づく点検及び報告の対象となる事項を除く。

イ 避難施設の維持管理及びその案内

- A 消防計画に定められた避難施設の維持管理及びその案内に係わる事項について確認する。
- B 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、避難施設の維持管理に関する実施の状況について確認する。
- C 避難経路の案内が掲示されている場合は、当該掲示板について確認する。
- D 避難施設の管理の状態を目視により確認する。
- E 消防計画に定められた避難施設の維持管理及びその案内に係わる事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認する。

ウ 防火用設備等の点検及び整備

- A 消防計画に定められた防火上の構造の維持管理に係わる事項について確認する。
- B 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、防火上の構造の維持管理に関する実施の状況について確認する。
- C 防火上の構造の維持管理の状況について目視により確認する。
- D 消防計画に定められた防火上の構造の維持管理に係わる事項が、防火対象物の実態に適合しているかを確認する。

エ 収容人員の適正化

- A 消防計画に定められた定員の遵守その他収容人員の適正化に係わる事項について確認する。
- B 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、定員の遵守その他収容人員の適正化に関する実施の状況について確認する。
- C 消防計画に定められた定員の遵守その他収容人員の適正化に係わる事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認する。

④ 消防計画(3)

ア 防火上必要な教育

- A 消防計画に定められた防火上必要な教育に係わる事項について確認する。
- B 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、防火上必要な教育の実施の状況について確認する。
- C 関係のある者の聴取により、教育内容の把握の状況について確認する。
- D 消防計画に定められた防火上必要な教育に係わる事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認する。

イ 消火、通報及び避難訓練

- A 消防計画に定められた消火、通報及び避難の訓練に係わる事項について確認する。
- B 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、消火、通報及び避難の訓練の実施の状況について確認する。
- C 消防計画に定められた消火、通報及び避難の訓練に係わる事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認する。

ウ 消火活動、通報連絡及び避難誘導

- A 消防計画に定められた消火活動、通報連絡及び避難誘導に係わる計画について確認する。
- B 各担当者の聴取により、計画に定められた任務分担の把握の状況について確認する。
- C 消防計画に定められた消火活動、通報連絡及び避難誘導に係わる計画が、防火対象物の実態に適合しているか確認する。

エ 関係機関との連絡

- A 消防計画に定められた関係機関との連絡に係わる事項について確認する。
- B 関係のある者の聴取により、関係機関との連絡の把握の状況について確認する。
- C 消防計画に定められた関係機関との連絡に係わる事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認する。

⑤ 消防計画(4)

ア 工事中の火気使用又は取扱いの監督

- A 消防計画に定められた工事中の立会その他火気使用又は取扱いの監督に係わる事項について確認する。
- B 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、工事中の立会いその他火気使用又は取扱いの監督に関する実施の状況について確認する。
- C 工事中に消防計画を作成した場合には、「工事中の防火対象物に関する消防計画について」(昭和52年消防予第204号予防救急課長通知)に基づき、概ね次に掲げる内容が定められていることを確認すること。尚、作成した工事中の消防計画を消防機関に提出した場合を除く。
  - a 工事中使用する引火性爆発性物品の管理に関する事項。
  - b 溶接器具、バーナーその他の火気使用設備器具の使用の際の管理に関する事項。
  - c 喫煙・その他火気の管理に関する事項。
  - d 火災発生時において、当該建物内で作業中の者全員に対する連絡・避難に関する事項。
  - e 消防機関への通報に関する事項。
  - f 避難設備等及び消防用設備等ごとの工事期間に関する事項。
  - g 機能の確保に支障を生ずる避難施設等及び消防用設備等の種類・箇所及び代替措置の概要に関する事項。
  - h 持ち込む資材及び機械器具の種類、量、堆積方法及び持ち込む期間、管理方法に関する事項。
  - i 工事にかかる部分の工事完了後の状況に関する事項。
  - j その他防火上又は避難上の措置に関する事項。

イ 防火管理に関し必要な事項

- A 防火管理に関し必要な事項として、消防計画に定められている場合、当該定められた事項について確認する。
- B 関係のある者の聴取により、防火管理に関し必要な事項として定められた事項の実施の状況について確認する。
- C 消防計画に定められた防火管理に関し必要な事項が、防火対象物の実態に適合しているかを確認する。

ウ 防火管理業務の一部委託

- A 消防計画に定められた防火管理上必要な業務(法第17条の3の3の消防用設備等の点検することを除く。)の一部委託に係わる一部委託について確認する。
- B 防火管理上必要な業務の受託者の氏名、住所、任務分担、指揮命令系統等について確認する。
- C 関係のある者の聴取により、防火管理上必要な業務向けの受託者の防火管理上必要な業務の範囲及び方法の把握状況について確認する。
- D 防火管理業務に従事している者の聴取により、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(昭和58年12月2日消防予第227号消防庁次長通知)に基づき、当該従事者の属する法人等(防火管理業務の一部を受託する法人等)が教育担当者講習を修了した者などのうちから、教育担当者を定め防火管理業務に従事する従業員に防火管理に関する教育を組織的、計画的に行っているか確認する。

エ 権限の範囲

- A 消防計画に定められた防火対象物の管理権限の範囲に係わる事項について確認する。(管理について権限の分かれている者に限る。)
- B 管理者権限又は防火管理者の聴取により、当該管理権限の範囲について確認する。

オ 防火管理者

- A 消火訓練及び避難訓練の実施回数
  - a 防火管理維持台帳及び防火管理者その他関係のある者の聴取により、消火及び避難の訓練の実施の状況について確認すること。
- B 消火訓練及び避難訓練を実施する場合の消防機関への通報
  - a 防火管理維持台帳及び防火管理者その他関係のある者の聴取により、消火及び避難の訓練の実施する場合に、事前に消防機関に通報を行っていることを確認する。

⑥ 共同防火管理協議事項

ア 作成及び届出の状況

- A 共同防火管理協議事項の作成及び変更の届出の写しにより確認する。

⑦ 防災物品等

ア 避難上必要な施設及び防火戸の管理

- A 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理の状態を目視により確認する。
- B 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理の実施の状況について確認する。

イ 防災物品の表示

- A 防災対象物の防災性能を有する旨の表示が付されていることを確認する。
- B 防災性能を有する旨の表示が規則別表第1の2の2に定めるもの、指定表示又は規則第4条の4第9項に定める表示であることを確認する。

ウ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出(センターではLPGが該当)

- A 危険物の規制に関する政令第1条の10第1項に定める物質か、同行に定める量以上を貯蔵又は取り扱われているか確認すること。
- B 圧縮アセチレンガスなどの貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書の写しにより確認する。
- C 届出書に添付されている見取り図と、貯蔵又は取扱われている状態に変更がないか確認するとともに、変

更のある場合にあつては、その旨を点検表の「状況又は措置内容」の欄に記入する。

⑧ 消防用設備等

ア 留意事項

A 各消防用設備等を設置する際の防火対象物の用途、構造、規模、収容人員等に変更があるか、消防用設備等設置届出書(消防法第17条の3の2の規定に基づく消防長等の検査を要しない防火対象物については除く。)により確認する。

B 法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検報告に係わる内容は除かれていること。センターでは下記の点検項目は第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検を行っているため、除くこと。(当該施設に無い設備も同様とする。)

- a 消火器・簡易消火用具
- b 屋内消火栓設備
- c スプリンクラー設備
- d 不活性ガス消火設備
- e 粉末消火設備
- f 屋外消火栓設備
- g 動力消防ポンプ設備
- h 自動火災報知設備
- i ガス漏れ火災警報設備
- j 漏電火災警報機
- k 非常警報器具・非常警報設備
- m 避難器具
- n 誘導灯・誘導標識
- l 消防用水
- o 排煙設備
- p 連結送水管

イ 点検項目

A 令第32条の適用

a 防火対象物の位置、構造及び設備の状況から令第32条の規定を適用された消防用設備等については、消防用設備等特例適用申請書等の写しにより、防火対象物の位置、構造及び設備の状況について確認する。

b 特殊の消防用設備等又はその他の設備を用いることから、令第32条の規定を適用された消防用設備等については、消防用設備等特例適用申請書等の写しにより、特例が認められた特殊の消防用設備等又はその他の設備の位置について確認する。

B 消防用設備等の設置の届出

a 消防用設備等設置届出書の写しにより確認する。

ウ 消防用設備等の検査

A 消防用設備等検査済証により確認すること。

⑨ 火を使用する設備の位置・構造及び管理など

ア 留意事項

A 点検の対象となる火を使用する設備等は、温風暖房機・厨房設備・ボイラー・給湯湯沸設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備とする。

B 点検の対象となる器具等は、液体燃料を使用する器具・固体燃料を使用する器具・気体燃料を使用する器具・電気を熱源とする器具・使用に際し火災の発生のおそれのある器具とすること。

イ 関連条文

飛騨消防組合火災予防条例第3条一17条の2、18-23条、26条、44条、同条例規則第4条一5条

ウ 点検項目

A 火を使用する設備の位置

設備の位置について目視により確認する。

B 火を使用する設備の管理

設備の管理の状況について関係のある者の聴取及び目視により確認する。

C 火を使用する器具等の取扱い

器具の取扱いについて関係のある者の聴取及び目視により確認する。

エ 喫煙等の制限

A 昭和59年飛騨消防組合消防本部告示第1号に定める、火気等の使用に関する制限がされている場所(以下「禁止場所」という)において、喫煙し、裸火を使用し又は火災予防上危険な物品を持ち込み(以下「禁止行為」という)を行っていないか関係のある者から聴取及び目視により確認する。

B 禁止場所における禁止行為解除承認申請の有無を確認する。

C 禁止場所を有する防火対象物には、吸い殻容器を設置した喫煙所を設け、火災予防条例で定める標識を設置しているか目視により確認する。

⑩ 少量危険物の貯蔵及び取扱い

ア 留意事項

A 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる指定数量の5分の1以上～指定数量未満の危険物貯蔵又は取り扱っている場合は、消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。

イ 関連条文

飛騨消防組合火災予防条例第30-31条の5、第31条の7一第32条、第46条、同条例規則第7条3.点検項目(少量

危険物未満)

ウ 点検項目 (少量危険物未満)

- A 貯蔵又は取扱数量  
危険物の貯蔵又は取扱数量について、関係のある者の聴取及び目視により確認する。
- B 火気の使用制限  
みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認する。
- C 漏れ、あふれ又は飛散の防止  
危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認する。
- D 容器  
危険物を貯蔵又は取扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認する。

エ 点検項目 (少量危険物)

- A 貯蔵又は取扱数量  
危険物の貯蔵又は取扱数量について、関係のある者の聴取及び目視により確認する。
- B 火気の使用制限  
みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認する。
- C 漏れ、あふれ又は飛散の防止  
危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認する。
- D 容器  
危険物を貯蔵又は取扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認する。
- E 計器類に関する監視  
適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認する。
- F タンク本体
  - a タンクにさびがないか目視により確認する。
  - b 引火防止装置に損傷、目詰まり、腐食がないか目視により監視する。
  - c 流出防止をするための措置について目視により確認する。
- G 配管  
配管に腐食及び損傷がないか目視により確認する。  
なお、埋設配管の場合にあっては、点検箱内配管接合部分の状況を目視により確認する。

#### 4 防災対象物定期点検業務

消防法第36条3の規定に基づき、有資格者による防災管理業務などに関する定期点検を行い、消防署長に報告するものとする。

従来実施している消防用設備等の定期点検内容と重複する部分もあるが、書類報告に関しては消防用設備等の点検報告、防火対象物と、防災対象物の点検報告は別々に行うものとする。

なお、優良認定等により点検報告が免除を受けられる場合には、消防法の認める範囲内において点検報告を省略することができる。

##### (1) 留意事項

- ①点検に際しては、原則として防災管理者などの関係者の立会を求めること。
- ②点検する防災対象物が令第2条及び令第8条を適用されているか必要に応じ確認すること。

##### (2) 点検項目

###### ① 届出

ア 防災管理者選任(解任)

- A 防災管理者選任(解任)届出書の写しにより確認する。
- B 届出されている防災管理者が人事異動等で移動していないか関係者、従業員より聴取する。

イ 消防計画作成

消防計画作成(変更)届出書の写しにより、確認すること。

###### ② 消防計画 (1)

ア 自衛消防の組織

- A 消防計画に定められた自衛消防の組織に係わる事項について確認する。
- B 自衛消防の組織の編成員(自衛消防の組織を編成するものをいう。以下同じ)が防災対象物に勤務し、または居住していることを確認。
- C 自衛消防の組織の編成員の聴取により、任務分担等の把握の状況について確認する。
- D 消防計画に定められた自衛消防の組織に係わる事項が、防災対象物の実態に適合しているか確認する。

イ 避難施設の維持管理及びその案内

- A 消防計画に定められた避難施設の維持管理及びその案内に係わる事項について確認する。
- B 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、避難施設の維持管理に関する実施の状況について確認する。
- C 避難経路の案内が掲示されている場合は、当該掲示板について確認する。
- D 避難施設の管理の状態を目視により確認する。
- E 消防計画に定められた避難施設の維持管理及びその案内に係わる事項が、防災対象物の実態に適合しているか確認する。

ウ 地震対策のための設備及び資機材の点検及び整備

- A 消防計画に定められた地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備に係る事

- 項について確認する。
- B 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備の状況について確認すること。
  - C 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備の箇所の状況について、目視により確認する。
  - D 消防計画に定められた地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備に係る事項が、防災対象物の実態に適合しているかを確認する。
- エ 収容人員の適正化
- A 消防計画に定められた定員の遵守その他収容人員の適正化に係わる事項について確認する。
  - B 防火管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、定員の遵守その他収容人員の適正化に関する実施の状況について確認する。
  - C 消防計画に定められた定員の遵守その他収容人員の適正化に係わる事項が、防災対象物の実態に適合しているか確認すること。
- オ 防災上必要な教育
- A 消防計画に定められた防災上必要な教育に係わる事項について確認する。
  - B 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、防災上必要な教育の実施の状況について確認する。
  - C 関係のある者の聴取により、教育内容の把握の状況について確認する。
  - D 消防計画に定められた防災上必要な教育に係わる事項が、防災対象物の実態に適合しているか確認する。
- カ 避難訓練その他必要な訓練
- A 消防計画に定められた避難の訓練、その他防災管理上必要な訓練に係わる事項について確認する。
  - B 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、避難の訓練、その他防災管理上必要な訓練の実施の状況について確認する。
  - C 消防計画に定められた避難の訓練、その他防災管理上必要な訓練に係わる事項が、防災対象物の実態に適合しているか確認する。
- キ 関係消防機関との連絡
- A 消防計画に定められた関係機関との連絡に係わる事項について確認する。
  - B 関係のある者の聴取により、関係機関との連絡の把握の状況について確認する。
  - C 消防計画に定められた関係機関との連絡に係わる事項が、防火対象物の実態に適合しているか確認する。
- ク 訓練結果の検証及び消防計画の見直し
- A 消防計画に定められた避難訓練その他防災管理上必要な訓練の結果を踏まえた消防計画の検証及び当該検証結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項について確認する。
  - B 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、避難訓練その他防災管理上必要な訓練の結果を踏まえた消防計画の検証及び、当該検証結果に基づく当該消防計画の見直しの実施状況について確認する。
- ケ 防災管理に関し必要な事項
- A 防災管理に関し必要な事項として消防計画に定められている場合、当該定められた事項について確認する。
  - B 関係あるものの徴収により、防災管理に関し必要な事項として定められた事項の実施について確認する。
  - C 消防計画に定められた防災管理に関し必要な事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認する。
- コ 地震発生時の被害想定及び対策
- A 消防計画に定められた地震発生時の被害想定及び当該想定される被害対策に係る事項について確認する。
  - B 消防計画に定められた地震発生時の被害想定及び当該想定される被害対策に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認すること。
- サ 地震対策の為の自主検査
- A 消防計画に定められた地震による被害の軽減のための自主検査に係る事項について確認する。
  - B 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、地震による被害の軽減のための自主検査の実施の状況について確認する。
  - C 自主検査の箇所の状態について目視により確認する。
  - D 消防計画に定められた地震による被害の軽減のための自主検査に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認する。
- シ 備品の落下、転倒及び移動の防止措置
- A 消防計画に定められた家具、じゅう器その他の物品（以下、備品とする。）の落下、転倒及び移動の防止措置に係る事項について確認すること。
  - B 防災管理維持台帳及び関係のある者の徴収により、備品の落下、転倒及び移動の防止措置について確認する。
  - C 消防計画に定められた備品の落下、転倒及び移動の防止措置の状況について、目視により確認する。
  - D 消防計画に定められた備品の落下、転倒及び移動の防止措置が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認する。
- ス 地震発生時の応急措置
- A 消防計画に定められた地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽

減のための応急措置に係る事項について確認する。

- B 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置を担当する従業員等の聴取により、地震発生時の応急措置の把握の状況について確認する。
- C 消防計画に定められた地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認する。

セ 地震対策に必要な事項

- A 地震による被害の軽減に関し必要な事項として消防計画に定められている場合、当該定められた事項について確認する。
- B 関係あるものの聴取により、地震による被害の軽減に関し必要な事項として消防計画に定められた事項の実施状況について確認する。
- C 消防計画に定められた地震による被害の軽減に関し必要な事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認する。

ソ 特殊な災害の発生時の通報連絡及び避難誘導

- A 消防計画に定められた特殊な災害発生時の通報連絡及び避難誘導に係る事項について確認する。
- B 特殊な災害発生時の通報連絡及び避難誘導を担当する従業員等の聴取により、消防計画に定められた任務分担の把握の状況について確認する。
- C 消防計画に定められた特殊な災害の発生時の通報連絡及び避難誘導に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認する。

タ 特殊な災害の対策に関し必要な事項

- A 特殊な災害による被害の軽減に関し必要な事項として消防計画に定められている場合、当該定められた事項について確認する。
- B 関係あるものの聴取により、特殊な災害の対策に関し必要な事項として消防計画に定められた事項の実施状況について確認する。
- C 消防計画に定められた特殊な災害の対策による被害の軽減に関し必要な事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認する。

チ 自衛消防組織活動要領

- A 消防計画に定められた関係機関への通報、避難誘導その他の火災以外の災害の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る事項について確認する。
- B 自衛消防組織の編成員の聴取により、消防計画に定められた関係機関への通報、避難誘導その他の火災以外の災害の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領の把握状況について確認する。
- C 消防計画に定められた関係機関への通報、避難誘導その他の火災以外の災害の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領が防災管理対象物の実態に適合していること。

ツ 自衛消防組織の要員の教育及び訓練

- A 消防計画に定められた自衛消防組織の編成員の教育及び訓練に係る事項について確認する。
- B 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により自衛消防組織の編成員の教育及び訓練の状況について確認する。
- C 消防計画に定められた自衛消防組織の編成員の教育及び訓練に係る事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認する。

テ 自衛消防組織の業務に関し必要な事項

- A 自衛消防組織の業務に関し必要な事項として消防計画に定められた事項について確認する。
- B 関係ある者の聴取により、自衛消防組織の業務に関し必要な事項として定められた事項の実施の状況について確認する。
- C 消防計画に定められた自衛消防組織の業務に関し必要な事項が、防災管理対象物の実態に適合しているか確認する。

③ 消防計画(2)

ア 防災管理業務の一部委託

- A 消防計画に定められた防災管理上必要な業務の一部委託に係る事項について確認する。
- B 防災管理上必要な業務の受託者の氏名、住所、任務分担、指揮命令系統等について確認する。
- C 関係のある者の聴取により、防災管理上必要な業務の範囲及び方法の把握状況について確認する。
- D 防災管理業務に従事している者の聴取により、「防災管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について」(平成21年消防予第36号)に基づき、当該従事者の属する法人等(防災管理業務の一部を受託する法人等)が教育担当者講習を修了した者などのうちから、教育担当者を定め防災管理業務に従事する従業員に防災管理に関する教育を組織的、計画的に行っているか確認する。

イ 権限の範囲

- A 消防計画に定められた防災対象物の管理権限の範囲に係る事項について確認する。(管理について権限の分かれている者に限る。)
- B 管理者権限又は防災管理者の聴取により、当該管理権限の範囲について確認する。



- ウ 防災管理者
  - A 避難訓練の実施回数  
防災管理維持台帳及び防火管理者その他関係のある者の聴取により、避難の訓練の実施の状況について確認すること。
  - B 消火訓練及び避難訓練を実施する場合の消防機関への通報  
防災管理維持台帳及び防火管理者その他関係のある者の聴取により、避難の訓練の実施する場合に、事前に消防機関に通報を行っていることを確認する。
- エ 共同防災管理協議事項
  - A 作成及び届出  
共同防災管理協議事項の作成及び届出を行うこと。
- オ 避難上必要な施設及び防火戸の管理
  - A 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理及び防火戸の管理状態を目視により確認する。
  - B 防災管理維持台帳及び関係のある者の聴取により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設及び防火戸の管理実施状況について確認する。

消防設備数量表

名 称	数量	単位	備 考
<b>【一般&amp;総合設備点検】自動火災報知器</b>			
受信機(GR型受信機(1188回線))	1	面	
副受信機(3面1188回線)	1	式	
発信機(P型1級(屋内41屋外6))	47	個	
中継器	24	個	
感知器(差動スポット型)	50	個	
感知器(定温スポット型)	2	個	
感知器(熱アナログ型)	92	個	
感知器(煙・光電アナログ型)	614	個	
感知器(煙・光電分離型)	5	個	
消火栓起動装置	1	組	
常用電源	1	組	
予備電源(蓄電池設備)	1	組	
<b>【一般&amp;総合点検非常放送設備】</b>			
増幅器(1500W)	1	台	
スピーカー	426	個	
音量調節器	48	個	
遠隔操作版	1	台	
自動火災報知器設備連動	1	台	
常用電源	1	組	
非常電源	1	組	
起動装置 非常電話	2	個	
<b>【一般&amp;総合点検】スプリンクラー設備</b>			
加圧送水装置(ポンプ・スプリンクラー)	1	組	
起動装置	1	式	
流水検知装置(自動警報弁)	19	台	
流水検知装置(圧力スイッチ)	19	個	
末端試験装置(手動開放弁)	19	個	
操作盤	1	面	
スプリンクラーヘッド(閉鎖型)	1237	個	
スプリンクラーヘッド(開放型)	74	個	
強化液型消火器(スプリンクラー代替)	22	個	
電動弁(一斉開放弁)	8	個	
炎感知器	48	個	
呼水装置	1	組	
送水口	1	箇所	
常用電源	1	式	
<b>【一般&amp;総合点検】誘導灯</b>			
誘導標識	46	枚	
誘導灯(B級20A型)	72	灯	
誘導灯(B級20B型)	115	灯	
誘導灯(C級10型)	19	灯	
廊下通路	100	灯	
客室	40	灯	
<b>【一般&amp;総合点検】消火器</b>			
粉末消火器(窒素粉末)	126	本	

名 称	数量	単位	備 考
<b>【一般&amp;総合点検】防排煙設備</b>			
連動操作盤(制御板)	8	台	
シャッター(ヒューズ無)	43	台	
防火扉(ドア式 S 型)	87	台	
排煙口(煙電動)	54	台	
ダンパー	21	台	
排煙機(ファンモーター)	8	基	
排煙機(起動盤)	8	面	
常用電源	1	式	
<b>【一般&amp;総合点検】連結送水管</b>			
送水口	1	個	
送水口	9	個	
<b>【一般&amp;総合点検】屋内外消火設備</b>			
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1	基	
操作盤	1	面	
消火栓(1号 屋内)	25	基	
消火栓(屋外)	6	基	
易操作性	16	基	
呼水装置	1	基	
常用電源	1	式	
表示灯	48	個	
<b>【一般&amp;総合点検】採水口</b>			
加圧送水装置(ポンプ・モーター)	1	基	
操作盤	1	面	
呼水装置	1	組	
手動起動装置	1	個	
常用電源	1	式	
<b>【一般&amp;総合点検】ガス漏れ火災報知設備</b>			
ガス漏れ受信機(R 型 5/200)	1	台	
検知器(一般型・警報付き)	10	個	
中継器	5	個	
常用電源	1	式	
予備電源	1	式	
<b>【一般&amp;総合点検】簡易自動消火装置</b>			
制御板	3	台	
容器本体	10	台	
感知器	4	個	
ノズル	27	個	
手動起動装置	3	個	
常用電源	1	式	
<b>【一般&amp;総合点検】粉末消火設備</b>			
粉末タンク(操作部)	1	基	
加圧用 N2 容器	3	本	
薬剤点検	1	式	
容器弁開放装置(ガス圧式)	1	個	
起動用操作箱	1	個	
音響装置	2	個	

名 称	数量	単位	備 考
<b>【一般&amp;総合点検】粉末消火設備</b>			
放出表示灯	4	個	
粉末制御板(1回路)	1	個	
電源装置	1	式	
ヘッド(56個)	1	式	
ダンパー閉鎖用	1	個	
<b>【一般&amp;総合点検】イナージェン消火システム(展示棟)</b>			
ガス容器	173	本	
容器手動開閉器(電磁式)	26	個	
起動容器(電磁式)	13	本	
スピーカー	34	個	
制御板(13L)	1	面	
起動盤・操作箱	13	面	
音声盤・音声ユニット	1	面	
非常電源装置	1	面	
圧力スイッチ	13	個	
6mm 逆支弁・リリーフ弁	173	個	
放出表示灯	26	個	
火災感知器(熱・煙)	82	個	
復旧弁・ダンパー	9	個	
放出ヘッド(197個)	1	式	
<b>【一般&amp;総合点検】イナージェン消火システム(イベントホール棟)</b>			
ガス容器	72	本	
容器手動開閉器	6	個	
起動容器	3	本	
スピーカー	4	個	
制御板(3L)	1	面	
起動盤・操作箱	3	面	
音声盤・音声ユニット	1	面	
非常電源装置	1	面	
圧力スイッチ	3	個	
6mm 逆支弁・リリーフ弁	72	個	
放出表示灯	10	個	
火災感知器(熱・煙)	30	個	
復旧弁・ダンパー	3	式	
放出ヘッド(21個)	1	式	
<b>【一般&amp;総合点検】防災用コンピューター(CPU・CRT・無停電電源装置)</b>			
コンピューター(CPU)	1	台	
プリンター	1	台	
モニター(CRT)	1	台	
無停電電源装置(CVCF)	1	台	